

## 1 賦課基準

### 会費賦課基準表

(単位：円)

経営形態別区分		事業所規模別等区分		金額	
個人		家族専従者以外の従業者がいる事業所		11,000	
		生計を一にする家族専従者のみによる事業経営の事業所		6,000	
		代表者が同一の系列事業所で2事業所目から		6,000	
法人	一般	本社・本店の場合	資本金割	300万円以下	15,000
				300万円超～1000万円以下	20,000
				1000万円超～3000万円以下	25,000
				3000万円超～5000万円以下	35,000
				5000万円超	45,000
	支社・支店・営業所・出張所・工場等の場合				15,000
	非営利法人の場合				15,000
	特殊	代表者が同一の系列法人の事業所の場合	当該法人のうち、最大の資本金を有する1社は、上記の資本金割(本社・本店の場合)を適用する。		15,000 ～45,000
			別法人の2社目からは、右欄の金額を適用する。		15,000
		同一法人内の事業所は、右欄の金額を適用する。			
特別	金融機関 (4行14支店)	均等割 (定額)	均等割 (定額)		50,000
			支店数割	2～4	100,000
				5～7	200,000
	8～	250,000			
大型店 (1000㎡超)	店舗面積割	1㎡当たり	30		

注) 家族専従者以外の従業者とは、常勤労働者及び勤務時間、勤務日数が常勤労働者の3/4以上ある者をいう。

## 2 納入方法

納入は年1回とし、原則口座振替によるものとする。

## 3 新規加入会員の初年度の会費の扱いは次による。

会費は月割りとする。(10円未満の端数四捨五入)

ただし、加入月日は支所等での加入申込書受付日とする。

## 4 特例として会長は、特に必要があると認めるときは、会費の一部又は全部を減免することができる。